

東可児中学校 P T A 規約 細則

(目的)

第 1 条: この細則は東可児中学校 P T A 規約第 6 章: 本部役員・委員の規約に基づき本部役員および推薦委員会について定めることを目的とする。

(推薦委員会の委員)

第 2 条-1: 推薦委員会の委員 (以下「**推薦委員**」という) は、次の方法により選出する。

1. 本部役員は推薦委員となる。
2. 代議員は推薦委員となる。

第 2 条-2: 推薦委員会の委員長 (以下「**代議員**」という。) は、代議員長が兼務する。

(推薦委員会の事務)

第 3 条-1: 推薦委員会は委員長 (代議員長) が招集する。

第 3 条-2: 推薦委員会の議事は、在籍委員の 2 分の 1 以上の出席がなければその議事を開き議決することは出来ない。

第 3 条-3: 推薦委員会は、可児市 P T A 連合会への提出期限から 1 月の本部役員会までに次年度の会長・副会長 (男性・女性) ・書記・会計・環境整備部長・広報部長・代議員長・家庭教育学級長および会計監査委員の候補者名簿を作成する。

(代議員)

第 4 条-1: 内容の削除

(学級委員)

第 5 条-1: 内容の削除

第 6 条-1: 内容の削除

(免除期間)

第 7 条-1: 本部役員と各委員の免除期間は以下の通りとする。

1. 本部役員は、翌年度から末子まで全てを免除する。
2. 代議員・健全育成委員は、翌年度 1 年間のみ本部役員および各委員を免除する。
3. 学年委員は当該子在学中の学年委員を免除する。
4. 新年度に東可児中学校の生徒となる桜ヶ丘小学校時の本部役員は、その翌年度 1 年間は東可児中学校の本部役員および各委員を免除する。

第 7 条-2: 第 7 条-1 の 2 項については、生徒の兄弟姉妹に関わらずこれを免除するものとする。ただし代議員はこの限りではない。

(地区割り)

第 8 条-1: 本部役員の選出における地区割りを廃止する。

附 則

この細則は、平成 6 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 17 日より施行する

附 則

この規約は、令和 4 年 9 月 10 日に改正 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 10 日に改正 令和 7 年 1 月 14 日から施行する。